

令和6年度 第2回
大阪府戦略本部会議

次 第

と き：令和6年11月20日(水)11時00分～

と ころ：第一委員会室

【議題】

1. 府政運営の基本方針2025（案）について
2. 万博記念公園駅前周辺地区活性化事業の推進について

令和6年11月20日

府政運営の基本方針 2025（案）

第1 基本方針

1. 基本的な考え方
2. 政策創造（重点的に取り組む分野）
3. 財政運営
4. 組織運営

第2 知事重点事業

「府政運営の基本方針」とは…

大阪府がめざす将来像の実現に向け、「政策創造（重点的に取り組む分野）」や「財政運営」、「組織運営」などに関し、全庁統一の視点により翌年度において取り組むべき府政の大きな方向性を示すもの。

第1 基本方針

1. 基本的な考え方

令和7年度は、大阪・関西万博の成功に地元自治体として全力を尽くすとともに、そのレガシーを受け継ぎ、世界の課題解決への貢献と大阪の持続的な成長・発展の実現に向け、力強く歩みを進める。万博の成功と、そのインパクトを活かした大阪の成長。この2つを、府民の安全・安心や豊かな暮らしの実現につなげていく。

【万博の成功】

春から夏、秋にかけての半年間、未来の技術や世界の多様な価値観に触れられる、魅力あふれる万博が、何よりも安全・安心に開催されるよう、自然災害や猛暑、テロ、雑踏事故など、あらゆる事態を想定し、関係機関と連携して対策に万全を期す。

そして、国内外からの来場者を、「賓客接遇室（仮称）」を中心に、全庁あげて最大限のおもてなしでお迎えするとともに、府内各地の魅力も存分に味わっていただけるよう、会期中のナイトカルチャーの創出、多様な観光資源の発信などに力を注ぐ。

とりわけ子どもたちにとって、万博は、未来への希望や将来の夢などを考えるきっかけとなるもの。大阪のすべての子どもたちを招待するとともに、校外学習などの受入が円滑に進むよう、関係機関とともに対策を講じる。

【万博のレガシーを受け継いだ大阪の持続的な成長・発展】

「いのち」というテーマの下、万博を機に結集した世界の英知をレガシーとして進化させ、直面する課題の解決と、大阪の持続的な成長・発展につなげていく。その針路を示す新・成長戦略「Beyond EXPO 2025」を府市一体で取りまとめ、速やかに具体化に着手する。

とりわけ、大阪・関西に強みのあるライフサイエンス、カーボンニュートラル、新モビリティの分野などで、新技術の社会実装・産業化に向けた取組を加速する。あわせて、ディープテック分野を中心としたスタートアップの支援や、国際金融都市 OSAKA の実現、人手不足への対応も含めた、成長を支える人材確保に向けた取組を推進する。

都市格向上につながる魅力づくりとして、大阪らしさを発揮した新たなエンターテインメントの創出や、観光客の受入環境整備、世界最高水準の成長型 IR を核とした国際観光拠点の形成に取り組む。さらには、うめきた2期や夢洲、大阪城東部など、成長の拠点となるまちづくりや、鉄道・道路ネットワークなど、成長を支える都市基盤の整備を着実に進める。

【府民一人一人が主役として豊かさを実感できる社会の実現をめざして】

同時に、府民のいのちや暮らし、事業活動を守るための取組に注力する。

長引く物価高騰や急増する特殊詐欺への対策など、現下の課題にしっかり対応する。あわせて、頻発する自然災害への対応力強化、新型コロナの教訓を踏まえた感染症対策、超高齢社会に対応した認知症施策などに取り組むとともに、人口減少局面にあっても、住民に身近な市町村が将来にわたって行政サービスを安定的に提供できるよう、基礎自治機能の充実・強化を図る。

大阪の未来をつくるのは子どもたち。高校、大阪公立大学等の授業料等の完全無償化を着実に進め、子どもたちが自らの可能性を追求できる環境を整備する。また、不登校やヤングケアラー、児童虐待への対応など、健やかな成長と学びを支える環境の充実を図る。

以上のような取組を通じ、平時の日本の成長、非常時の首都機能のバックアップを担う、副首都・大阪への道筋を確かなものにしていく。

2. 政策創造（重点的に取り組む分野）

令和7年度は、基本的な考え方にに基づき、「万博の成功」、「万博のレガシーを受け継いだ大阪の持続的な成長・発展」、「子どもたちが自らの可能性を追求できる社会の実現」、「誰もが安心してくらすことのできる環境づくり」の4つの柱ごとに、重点的に取り組む分野を設定し、全庁一丸となって政策創造を図る。

（1）万博の成功

- 安全・安心の確保
- 万博を機に来阪される方々へのおもてなし
- 万博とのシナジー効果を発揮する世界への魅力発信

（2）万博のレガシーを受け継いだ大阪の持続的な成長・発展

- 大阪の強みを活かした産業の創出・強化
- 大阪の個性を発揮した都市魅力づくり
- 成長の拠点となるまちづくりの推進、都市基盤の整備
- 成長を支える人材の確保

（3）子どもたちが自らの可能性を追求できる社会の実現

- 未来の大阪を担う次世代への投資
- 子どもたちの健やかな成長と学びを支える環境の充実

（4）誰もが安心してくらすことのできる環境づくり

- 府民のいきいきとしたくらしの支援
- 府民のいのち、健康を守る取組の充実
- 自然災害をはじめとする危機事象への対応力強化

3. 財政運営

減債基金の復元が完了するなど、財政の健全化は進んでいるものの、今後も収支不足が続くと見込まれることから、「自律的で創造性を発揮する行財政運営体制の確立」に向けた改革の取組を継続しつつ、財政運営基本条例に基づき、将来世代に負担を先送りしないことを基本に、財政規律、計画性及び透明性の確保に取り組み、健全で規律ある財政運営を行っていく。

◇財政の状況

令和6年度の府税収入の状況（9月末調定状況）は、概ね堅調に推移しているものの、本府の税収は景気に左右されやすい法人二税が中心となっており、海外経済等の動向による景気の下振れリスクがある。また、社会保障関係経費等の義務的支出で財政が非常に硬直化している中で、物価や金利が上昇しており、人件費も人事委員会勧告の引上げ改定により大幅な増加が見込まれることから、収支の状況を慎重に見極めていく必要がある。

◇財政収支の見通し

現時点で想定しうる事項を加味して作成した仮収支試算（別紙）では、令和7年度に570億円±αの収支不足が見込まれている。

今後、府税収入の動向、令和7年度地方財政計画などを十分見極めた上で、精査する必要がある。

◇令和7年度当初予算編成の基本的な考え方

令和7年度当初予算編成においては、引き続き厳しい財政収支の見通しの中、一層財政規律を堅持しつつ、万博の成功に向けた取組や、新・成長戦略「Beyond EXPO 2025」の策定を見据え、速やかに着手する必要がある大阪の持続的な成長・発展のための取組に、限られた財源の重点配分を行う。

もとより、各部局においては、既存事業にとらわれることなく、これまで以上に部局長マネジメントを発揮し、スクラップアンドビルド等による事業の重点化に取り組むこととする。

4. 組織運営

万博の成功のためには全庁を挙げた取組が不可欠であり、そのための体制整備を最優先に行う。また、万博後を見据え、大阪の持続的な成長・発展をはじめとした様々な行政需要に的確に対応していくためには、優秀な人材の確保や人材育成等にも取り組んでいくことが重要である。

そのためには、職員一人一人の意欲・能力の向上を図ることで、組織としてのパフォーマンスを最大化していくことが必要である。併せて、これらの課題に適切に対応することができるよう、人材確保に最大限努めていく。このため、「組織・人事給与制度の今後の方向性（案）」（2024年3月策定）において示した以下の基本理念に基づき、効率的・効果的な行政運営を図っていく。

- 若手からベテランまで、全ての職員が能力を最大限に発揮し、活躍できる大阪府庁へ
- 組織として最高のパフォーマンスを発揮できる大阪府庁へ

◇令和7年度の人員体制編成の考え方

万博の開催に必要となる体制の拡充を図るとともに、国内外から訪れる賓客等を最大限のおもてなしで迎え入れるための体制整備を行う等、全庁を挙げて万博の成功を最優先とした人員体制の整備を行う。

また、事務事業の見直しやDXの推進等による業務の効率化等を行い、組織のスリム化に取り組んだ上で、万博のレガシーを受け継いだ大阪の持続的な成長・発展などの府政の重要課題に適切に対応していくことができるよう、限られた人員を重点的に配置していく。

◇組織運営にあたっての考え方

職員を本府にとっての最大の資本ととらえ、職員一人一人を大切にし、仕事を通じた個人の成長と自己実現を支援することで、人と組織が持っているポテンシャルを最大限引き出し、組織の価値と総合力を高められるよう、戦略的な人材育成等に取り組む。

（人材確保・人材活用）

生産年齢人口の減少を背景とした労働供給の制約により、職員数の減少も現実的な課題となりつつある中、優秀な人材の確保に向け、労働市場の変化を踏まえた採用試験を着実に実施するとともに、これまで汲み取れていなかった受験ニーズに対応する新たな採用手法を検討する。

また、女性職員の幅広い分野への積極的な任用や、役職定年者などベテラン職員の適切な配置、外部人材の登用などにより、様々な人材を最大限に活用していく。

(人材育成)

職員の経歴の多様化や在籍年数の浅い職員の増加に対応し、職員が職階等に応じて必要な能力・スキルを確実に身に付け、組織力の底上げにつながるよう職員研修（Off-JT、OJT）の充実・強化に取り組む。また、主体的なキャリア形成が可能な制度や大学・民間企業等との交流機会を充実させ、行政のスペシャリストとして大阪の成長を支える高い専門性を持つ人材やチャレンジ意欲の高い人材の育成に取り組んでいく。

第2 知事重点事業

令和7年度の知事重点事業は、「第1 基本方針」に基づき、既存事業に関しては、効果・実績を検証のうえ、継続又は見直しの方向性を判断するとともに、新規事業に関しては、施策効果と全体の財政収支の見通しを見極めた上で、予算編成作業の中で決定していく。

(別紙)

令和7年度 仮収支試算

(財政運営基本条例第16条関係)

精査中

【 財政状況に関する中長期試算（令和6年2月）で見込んだ令和7年度収支不足額 】

(A) **▲500億円**

【 中長期試算（令和6年2月）からの変動（一般財源ベース） 】

(B) **▲70億円** (ア) - (イ)

《 歳入 (ア) 》	+210億円	
府税・譲与税		+480億円
交付税等		▲270億円
《 歳出 (イ) 》	+280億円	
人件費		+220億円
税関連歳出等		+60億円

【 令和7年度収支不足額の見込み 】

$$(A)+(B)+\text{今後の変動} = \underline{\underline{\mathbf{▲570億円 \pm \alpha}}}$$

(今後の変動による)

⇒ 予算編成過程で再精査の上、財源対策を検討

※ 財政調整基金残高(R6未見込)：約1,820億円±α

《 参考 》 中長期試算（令和6年2月）からの変動を織り込んだ当面の財政見通し

	R8	R9	R10
中長期試算（令和6年2月）で見込んだ収支不足額	▲ 570	▲ 230	▲ 590
中長期試算からの変動（一般財源ベース）	▲ 110	▲ 110	▲ 90

収支不足額の見込み	▲ 680	▲ 340	▲ 680
-----------	--------------	--------------	--------------

★ 今後の主な変動要素

- ・府税収入の動向
- ・令和7年度地方財政計画及び税制改正など国の措置

など

令和6年11月20日
戦略本部会議資料

万博記念公園駅前周辺地区活性化事業の推進について

府民文化部

事業概要

■基本コンセプト

大規模アリーナを中核とした大阪・関西を代表する新たなスポーツ・文化の拠点づくり

環境アセスメント提案書(2024年7月16日時点)



	活用用地	事業計画	事業完了時期(予定)
定借	①-a (約12.1ha)	〔第Ⅰ期〕 ・アリーナ ・商業・カジュアルホテル 〔第Ⅲ期〕 ・ホテル・オフィス 〔第Ⅳ期〕 ・オフィス	第Ⅰ期: 2030年3月 第Ⅲ、Ⅳ期: 2038年5月
売却	①-b (約2.5ha)	〔第Ⅰ期〕 共同住宅(※)	2030年3月
	② (約1.3ha)	〔第Ⅲ期〕 共同住宅	2038年5月
	③ (約1ha)	〔第Ⅱ期〕 共同住宅	2038年5月

※ ①-bについては、吹田市「千里万博公園スポーツ・レクリエーション地区内における建築物の制限等に関する条例」により、建築物の制限等があるため、**市長の許可が得られた場合に、共同住宅の建築が可能**

【参考】吹田市「千里万博公園スポーツ・レクリエーション地区内における建築物の制限等に関する条例」

第4条 千里万博公園スポーツ・レクリエーション地区内においては、次に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、第1号から第4号までに掲げる建築物で、市長が、公益上必要な建築物で用途上やむを得ないと認めて許可したもの及び千里万博公園スポーツ・レクリエーション地区の機能増進のため必要と認めて許可したものについては、この限りでない。

- (1) 住宅（共同住宅を除く。以下同じ。）
- (2) 住宅で事務所、店舗、その他これらに類する用途を兼ねるもの
- (3) **共同住宅**又は寄宿舎
- (4) ～(9) 略

これまでの主な経過

- ◆ 令和元年10月8日 公募開始【大阪府】
- ◆ 令和3年5月19日 事業予定者の決定【大阪府】
- ◆ 令和3年6月28日 北部大阪都市計画特別用途地区（万博記念公園地区）内での住宅建設は認めないことを求める決議【吹田市議会】
- ◆ 令和5年7月26日 基本協定書締結【事業予定者・大阪府】
- ◆ 令和6年4月12日 事業用地に隣接する地元自治会との意見交換会の実施【事業予定者・大阪府】
- ◆ 令和6年6月28日 北部大阪都市計画特別用途地区（万博記念公園地区）内での住宅建設は認めないことを再度求める決議【吹田市議会】
- ◆ 令和6年7月15日 事業用地に隣接する地元自治会との意見交換会の実施【事業予定者・大阪府】
- ◆ 令和6年7月16日 「環境アセスメント提案書」及び「大規模開発事業構想届出書」を吹田市に提出【事業予定者】
- ◆ 令和6年7月31日 実施協定書締結【事業予定者・大阪府】
- ◆ **令和6年10月28日 市条例地区内の共同住宅を含む現在の事業計画について、「条例に規定する要件を満たさない」とする吹田市の見解文書を受領【大阪府】**
- ◆ 令和6年11月15日 万博記念公園駅前周辺地区活性化事業計画検討アドバイザー会議(※)【事業予定者・大阪府】
(提案事業計画変更書（案）について、事業予定者から説明)

(※)アドバイザー会議概要

- ・万博記念公園駅前周辺地区活性化事業計画を確定するにあたり、専門的見地からの意見を幅広く聴取するために設置
- ・アドバイザーは、大学教授、公認会計士、弁護士等、7名の専門家により構成される

万博記念公園駅前周辺地区活性化事業に対する吹田市の見解文書

■ 見解文書の概要

令和6年7月16日に事業予定者が吹田市へ提出した「大規模開発事業構想届出書」等について、**吹田市長が、大阪府知事あてに文書を発出（令和6年10月28日）。**

<文書名>

万博記念公園駅前周辺地区活性化事業（大規模アリーナを中核とした大阪・関西を代表する新たなスポーツ・文化の拠点づくり）について

<内 容>

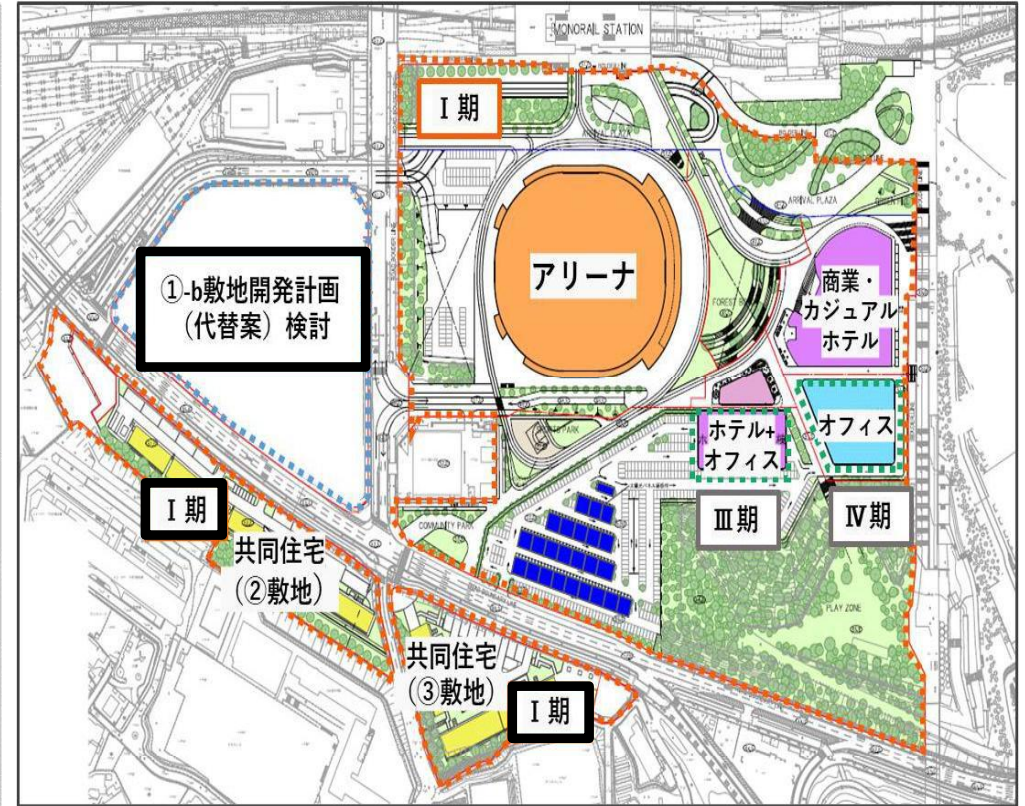
- 万博記念公園駅前周辺は、本市において都市計画法に基づく特別用途地区「千里万博公園スポーツ・レクリエーション地区」として決定するとともに、建築基準法に基づく建築物の制限等を定める条例を制定し、地区にふさわしい建築物の誘導を進めてきました。
- 「大規模アリーナを中核とした大阪・関西を代表する新たなスポーツ・文化の拠点づくり」としての万博記念公園駅前周辺地区活性化事業は、本市の都市魅力の向上に資するものとして期待をしているところです。
- 今般、**事業予定者から届け出のあった当該事業の大規模開発事業構想届出書等は、条例に規定する要件を満たしません。**
- 関係法令に適合した事業となることを求めます。

事業予定者から示された提案事業計画の変更概要

変更前(2024年7月 環境アセスメント提案書)



変更後(2024年11月現在)



※計画は現時点の想定であり、今後の市場環境及び需要等に合せた規模、用途変更等の可能性があります。

社会の変化をふまえた段階的な「楽(遊ぶ)・住(暮らす)・職(働く)」複合のまちづくりを、エンターテインメントの力で実現するというコンセプトを維持するとともに、①-b敷地を時代に合った開発計画とすることで、万博記念公園駅前周辺地区の更なる活性化を図ります。

提案事業計画の変更

論 点

「①－b 敷地の保留」、「②③敷地における共同住宅の第 I 期への前倒し」を内容とする、今回の変更提案を了承するか否か

公募要項(抜粋)

【2 物件概要（2）公募対象地】

全体約16.9ha（基本用地及び万博外周道路沿い外側用地）

基本用地 約14.6ha（①－a 約12.1ha、①－b 約2.5ha） ※基本用地は必ず利用すること。

【2 物件概要（6）建設に関する条件】

事業予定者又は事業者から提案された施設配置計画や工期等については、大阪府及び関係機関との協議において、**変更が必要になる場合があります。**

【9 最優秀提案者の決定（4）提案内容への助言、指導】

事業計画をより良いものとするため、選定委員会から提案内容の一部修正などの助言、指導その他意見を付すことがあります。
また、**各種行政協議等において、事業計画の一部変更を求められることがあります。**

※ 事業予定者は、①－b敷地における共同住宅の代替案検討には、1年程度は必要との意見。

提案事業計画の変更

アドバイザー会議意見(R6.11.15開催)

<事業者の再公募の必要性>

以下の理由により、再公募を行う必要はない。

- ▶ 今回の変更提案は、公募要項にある「大規模アリーナを中核とした大阪・関西を代表する新たなスポーツ・文化の拠点づくり」といった基本コンセプトが維持されている。
- ▶ 共同住宅は、公募要項上、「補完機能・事業」に該当し、「必置機能・事業」が欠けるものではない。
- ▶ 今回の変更提案は、公募要項で示されている事業予定者の取消要件に該当しない。

公募要項(抜粋)

【10 契約等の締結 (3)契約の締結手続 ③】

次に掲げる事項に該当した場合、事業予定者としての決定を取消し、契約を締結しないときがあります。(中略)

- (i) 正当な理由なくして大阪府の指定する期日までに契約締結に応じなかった場合
- (ii) 選考手続の妨害など不正な行為があったと認められた場合
- (iii) その他、本要項に違反した場合

<提案事業計画の変更>

- ▶ 計画変更は差し支えない。
- ▶ 事業予定者の変更提案は、②③敷地の共同住宅の住民が、第I期のまちづくりにかかわっていくことを想定しており、第I期開業時に住機能が必要であることは理解できる。
- ▶ 共同住宅の代替案について、早期に検討し、開業をめざすべき。また、検討期間については、期限を決めた方がよい。
- ▶ 代替案の検討には、公募要項など関係規定の遵守、事業コンセプトや選定理由との整合性、事業を50年間維持していく視点が必要。

提案事業計画の変更

対応方針(案)

- ◆ 事業予定者の再公募は行わず、提案事業計画の変更を認める。
- ◆ 事業予定者に対し、①-b敷地の代替案を速やかに検討のうえ、一定の期間内に提案することを求める。
加えて、早期開業をめざすことを要請する。
- ➡ 本年7月に事業予定者と締結した実施協定書について、対応方針を踏まえた内容に変更する。

※参考〔法務相談結果要旨〕

- 公募要項において、事業計画の変更が必要になる場合を明記していることから、事業計画を変更する行為は、公募要項に違反していない。
- 再公募の必要性の有無は、事業の同一性を損ねていないか、例えば、「必置機能・事業（国内外から多くの人々を集客する事業）」への該当性等を総合的に判断せざるを得ない。
- ①-b敷地が次期以降の開業となることを認めても、事業の同一性が崩れているものではないと考えられるため、事業者の再公募を行う必要性は少ない。

事業スケジュール（予定）

2024.7

実施協定締結



2024.12

環境アセスメント等実施



2026.4

事業計画の承認 / 貸付・売買契約の締結



2030.3

第 I 期(アリーナ)開業



2038.5

全施設の開業